

鳥羽市宿泊税Q & A

鳥羽市税務課

令和7年7月 初版

目次

◆ 1	宿泊税の概要、導入に関する事	1
I	概要	1
II	導入・制度に関する事	1
◆ 2	課税、徴収に関する事	3
I	課税対象について	3
II	徴収について	5
◆ 3	申告、納入に関する事	6
◆ 4	特別報償金に関する事	8
◆ 5	周知、広報に関する事	8

◆1 宿泊税の概要、導入に関すること

I.概要

Q1 宿泊税とはどのような税金ですか。
A 宿泊税は、観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、その他の市民生活と調和した持続可能な観光まちづくりを目的に、条例に基づき使途や税率が定められる法定外目的税です。市内のホテルや旅館、民泊施設などに宿泊する場合に、宿泊者に対して課税されます。 ※ 法定外目的税とは、条例で定める特定の費用に充てるために道府県または市町村が課することができる税です。(地方税法第4条、第5条、第731条)

II.導入・制度に関すること

Q1 宿泊税条例の施行時期はいつですか。 条例の施行日より前に予約を行っていただいた場合も、宿泊税は課税されますか。
A 宿泊税条例の施行時期については、令和8年4月1日を予定しています。 条例の施行日前に予約を行っていた場合でも、宿泊日が施行日(令和8年4月1日)以降であれば、宿泊税が課税されます。(例：令和8年3月31日の宿泊分については課税されません。)
Q2 なぜ観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか。
A 観光産業は、本市の成長を支える極めて重要な産業であり、これまでさまざまな観光振興施策に取り組んできましたが、さらに多くの観光客を呼び込むには、受入環境の整備など課題も多く、財源の必要性が高まっています。 旅行者が、市を訪れた際の宿泊や公共交通機関の利用、飲食等、さまざまな観光活動のうち、宿泊行為以外は、市民等の日常利用も多く、課税客体の捕捉が困難であること、また宿泊行為が最も滞在時間を要することなどから、宿泊行為に対して課税しています。
Q3 宿泊税は、使途を観光振興施策に限定することですが、一般財源に繰り入れられることはありませんか。
A 宿泊税は観光振興を図る施策に要する経費に充てられるため、目的外に使用できないことになっています。
Q4 宿泊税の税率はいくらですか。
A 市内の宿泊施設に宿泊した際、1人1泊につき200円課税されます。
Q5 なぜ、税率が宿泊者1人1泊200円なのですか。
A 宿泊料金に対する負担を考慮し、他自治体を参考にするとともに旅行者に対するアンケート結果を受け、宿泊税検討委員会からの提言により決定しました。
Q6 宿泊料金を低額に設定している宿泊施設では、負担感が大きいではありませんか。宿泊料金に応じた税率(税率区分)や免税点(一定金額以下は課税の対象とならない場合のその一定金額)を設けるべきではありませんか。
A 宿泊料金が異なる場合であっても、宿泊者が受ける行政サービスに変わりないとの考えから、定額での課税とし、公平性を確保することとしています。 また、宿泊税検討委員会での議論の中で、特別徴収義務者となる宿泊事業者にとって簡素な制度とすることが望ましいとされたため、税率区分を設けていません。 免税点についても、宿泊者が受ける行政サービスの受益の程度は同等であることから、広く課税することで公平性を確保しています。
Q7 税率が変更されることはありますか。
A 税率は変更されることはあります。 施行後5年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加えるほか、課題が生じたときは速やかに見直しを検討します。

Q8 宿泊税と入湯税では課税免除対象者が異なるが、どのように宿泊者に説明すればよいでしょうか。

A 入湯税は宿泊施設により温泉を導入しているか否かで課税対象とするため、課税免除を設けています。12歳未満の者や修学旅行等の宿泊を伴う学校行事の参加者（修学旅行生や中体連、高体連の学生等）については課税免除となります。

宿泊税は宿泊行為に対する課税ですので、課税客体が異なります。また、すべての宿泊者への公平性を確保するため、課税免除を設けていません。

項目	入湯税	宿泊税
課税客体	入湯行為	宿泊行為
税率	1泊につき 150 円	1泊につき 200 円
免税点	なし	なし
課税免除	あり (12歳未満・学校行事等)	なし

◆2 課税、徴収に関すること

I. 課税対象について

Q1 課税対象となる宿泊の定義を教えてください。
A 宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、原則として以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。 (1) その利用行為が契約上宿泊として取り扱うもの (2) (1) 以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの ※キャンセルの場合は、宿泊行為がないため課税対象となりません。 ※本来の許可、届出を得ていない施設であっても、旅館業法の許可や民泊の届出が必要とされる宿泊の定義に該当する場合は課税対象となります。 ※宿泊料金は、宿泊の対価として支払うべき金額のことで、宿泊に付随して提供される食事、宴会等の料金が宿泊料金に含まれている場合は、食事料金等に相当する金額を控除した金額が宿泊料金となります。宿泊料金には、宿泊者の意思にかかわらず請求される清掃代、寝具使用代、入浴代、寝衣代その他これらに関するサービス料、奉仕料等が含まれます。
Q2 連泊の場合は、宿泊数に応じて宿泊税が課税されるのですか。
A 連泊された場合は、連泊した宿泊数に応じた課税となります。 (例：1人3泊した場合 1人×200円×3泊＝600円)
Q3 宿泊施設が発行した無料宿泊券を利用する場合の取扱いを教えてください。
A 宿泊施設の宿泊者に対する独自の割引等により宿泊料金が0円である場合は、課税されません。 ただし、宿泊券を宿泊施設から購入し利用する場合は、実際の宿泊行為に対しての支払いが発生していますので、課税対象となります。 なお、第三者からの支払いがある場合で、宿泊者の支払うべき金額と支払われた金額を合算した金額が宿泊料金となります。したがって、宿泊施設発行の宿泊券を第三者が購入し、宿泊者が使用した場合は、課税対象となります。
Q4 宿泊券等を発行する際に宿泊税相当額を含めてよいですか。
A 消費税や入湯税込みで宿泊券等を発行するような場合は、宿泊税相当額を含めて宿泊券等で発行しても差し支えありません。 なお、税抜きで宿泊券等を発行し、消費税等を利用時に精算することとしている場合においては、宿泊税についても同様に利用時精算として差し支えありません。
Q5 添寝の幼児や子どもも宿泊税の課税対象ですか。
A 宿泊者の年齢にかかわらず課税対象です。 ただし、宿泊料金（幼児料金、子ども料金、ベビーベッドや布団の貸出代等）が発生しない場合は、課税されません。
Q6 市民が宿泊する場合も課税対象ですか。
A 課税対象です。 市内居住者であっても、観光施策の受益があり、また居住地によって対象外とすることは税の公平性の観点から困難ですので、一定の負担をお願いしています。
Q7 観光目的でない宿泊でも課税対象ですか。
A 課税対象です。 旅館業法等に基づく宿泊施設の宿泊者は、行政サービスを一定程度享受していることから、その宿泊目的に関わらず、すべての宿泊客に広くご負担をお願いしています。

Q8 災害等の緊急時における宿泊については、課税対象外とみなしてよいのですか。
A 宿泊者の天災その他特別の事情がある場合は、条例の規定により宿泊税を減免することとしています。取扱いについては、以下のとおりです。 (1) 特別徴収義務者は、他の宿泊者と同様に宿泊税を徴収し納入する。 (2) 宿泊者本人（納税義務者）が市へ減免申請を提出する。 (3) 市が減免対象であるかを確認し、減免決定を行う。宿泊者本人へ通知および還付を行う。
Q9 外国大使の宿泊は宿泊税の課税対象となりますか。
A 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課税対象としないこととしています。 なお、具体的な取扱いについては、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準じます。 ① 課税が免除される施設 消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設 ② 課税が免除される外国大使等 消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者 ■ 手続きについて 課税免除かどうかの判定は免税カードの提示により行ってください。 納入申告書提出時に消費税免除指定店舗の指定日を確認できる書類の写しを添付してください。
Q10 ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）もしくは会社自らが業務上、客室を利用することまたはその客室のこと）は課税対象ですか。
A 「◆2 課税、徴収に関すること I. 課税対象について Q1」の回答の基準に当てはまる場合は課税対象です。
Q11 自社向けの研修施設であるが、旅館業法の許可をとり、一般にも貸出をしている場合、宿泊税は課税対象ですか。
A 研修施設の場合、宿泊料金を徴収し、旅館業法に該当する施設であれば、宿泊税の対象となります。
Q12 キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設置されていますが、テントサイトも課税対象ですか。また、料金は、1棟（区画）を単位として認定していますが、この場合でも一律に1人あたり課税対象ですか。
A 旅館業法に規定される旅館業とは施設を設けて宿泊させるものですので、移動式のテントをお客様が設置する場合等、旅館業法に該当しないものであれば、課税対象にはなりません。 ただし、固定式のテントやバンガロー等事業者が設けた施設で宿泊する場合は旅館業法に規定する施設に該当しますので、課税対象となります。 なお、バンガローなど、料金が施設や区画ごとに設定されていても、宿泊される人数に応じて支払うこととなります。
Q13 キャンプ場の場合、形式上は1棟の値段で宿泊料金を徴収しています。乳児、幼児を無料としていませんが、乳児等も課税対象ですか。
A 1棟あたりの宿泊料金が設定されていますので、特定の宿泊者に帰属する料金を明らかにできない場合は、乳児等も宿泊料金を支払っていると考えられますので、課税対象となります。

II.徴収について

Q 1	特別徴収義務者となるのはどのような人ですか。
A	旅館業、住宅宿泊事業の経営者（旅館業法の許可、住宅宿泊事業の届出をした方）です。 ただし、全面的に経営を委託している場合などは、経営者以外の方を特別徴収義務者として指定(納税管理人)できる場合がありますので、市税務課へお問い合わせください。
Q 2	宿泊税の徴収の仕方は決まっていますか。 宿泊料金をインターネットによるクレジット決済できるようにしていますが、宿泊税はどのように徴収したらよいですか。
A	徴収方法については定めていません。（事前決済の際に宿泊料金とあわせて徴収する、現地で徴収する等）特別徴収義務者の皆様に、宿泊税を徴収しやすい方法を選択いただくことになります。
Q 3	旅行代理店や斡旋業者等から、宿泊税を一括して申告納入してもらうことはできますか。
A	条例において、旅館業等を経営されている方を特別徴収義務者と定めていますので、旅行代理店等から直接一括して市に納入していただくことはできません。
Q 4	旅行業者は宿泊税の特別徴収義務者となっていないませんが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありませんか。
A	A 旅行業者の方が旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき、ホテルや旅館等にお支払いいただくこともできます。 宿泊税を旅行商品の販売時に預かり金としてお取り扱いいただくか、あるいはホテルや旅館等に宿泊する際に支払っていただくかについては、旅行業者の方とホテル、旅館等との間で取り決めていただくことになります。 ※旅行業者がつくるパッケージ商品の代金の中に宿泊税を含める場合は、その旨を明記してください。
Q 5	領収書について教えてください。宿泊者にお渡しする領収書には、宿泊税について表示しなければなりません。また、表示が必要な場合は、どのように表示すべきでしょうか。
A	A 領収書等には、宿泊税の名称とその額を記載してください。また、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税の金額も、消費税の対象となる場合がありますので、ご注意ください。 税の名称表示は市が定めた表記で統一してください。日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。なお、宿泊税の名称とその額は手書きしていただいても結構です。

◆3 申告、納入に関すること

Q1	これから宿泊施設の経営を始めようと思うのですが、どのような手続きが必要ですか。
A	宿泊税に関する手続きの流れは、以下のとおりです。 (1) 旅館業法の許可、住宅宿泊事業の届出の手続きを終える。 (2) 経営申告書を経営開始までに速やかに鳥羽市に提出する。 経営開始後 (3) 宿泊した方から宿泊税を徴収する。 (4) 徴収した宿泊税について毎月納入申告書を提出し、宿泊税を納入する。
Q2	宿泊税に係る各種申請書等の様式はどこで入手できますか。
A	市ホームページからも各種様式をダウンロードできます。様式の送付を希望される場合は、市税務課へお問い合わせください。
Q3	手書きであれば、入湯税と宿泊税が一枚で申告できる用紙はないですか。
A	入湯税と宿泊税は、課税客体が異なる別々の税目になりますので、それぞれ申告納入していただくことになります。ご理解ご協力のほどお願いします。
Q4	経営（異動）申告書のほか、添付書類は何を提出すればよいのですか。
A	経営（異動）申告書の添付書類として、以下の書類を鳥羽市税務課へ提出してください。 開始の場合・・・①旅館業法による許可書号または住宅宿泊事業法による届出番号通知書の写し②本人確認書類（個人番号または法人番号の記載がない場合） 変更の場合・・・①変更内容が確認できる書類
Q5	毎月の宿泊税の申告・納付はどのように行うのですか。
A	特別徴収義務者の方は、毎月月末までに、前月分の宿泊税額について納入申告書を電子あるいは郵送等にて市税務課へ提出してください。 また、徴収した宿泊税は、納入書により納入期限までにお近くの金融機関等で納付していただくか、地方税共同機構（電子決済）にて納付してください。
Q6	電子申告をするにあたりどういった手続きが必要ですか。
A	電子申告をご利用の流れは、経営申告書を提出いただきました後、鳥羽市から電子申告（LoGo フォーム）用のログインのために ID とパスワードを送付します。ログイン後は、申告年月、税額を入力し、納入申告書を添付していただきます。詳細は手順書も同封します。また、地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用した電子申告手続きも可能です。 詳細については、eLTAXホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp/）をご確認ください。
Q7	宿泊がない月でも申告が必要ですか。
A	宿泊行為がない月は宿泊料金の受領もないため、納入していただく宿泊税はありませんが、適正かつ公平な課税を行うためには、宿泊行為がなかったことも含めて的確に把握する必要がありますので、申告すべき税額が0円の場合も、0円と記載した納入申告書の提出をお願いします。
Q8	月計表の課税対象外の記載方法を教えてください。備考の欄に、宿泊料無料の方は記載する必要があるのでしょうか。
A	宿泊者のうち、宿泊税の対象とならない方について備考欄に記載いただくことになりますので、宿泊料無料の方は記載が必要となります。
Q9	宿泊税納入申告書は指定のものでしょうか。ホテル管理システム（PMS）から出力されるもので代用できますか。
A	7月以降に順次開催します事務手続説明会開催後、7月25日以降に市ホームページにて掲載を開始します。当該様式にある項目を満たすものであれば、任意の様式で構いません。

Q10 宿泊者の情報を取得する必要はありますか。また、保存すべき関係書類とはどのようなものがありますか。	
A 条例において、納入申告書（月計表）の内容が確認できるように、特別徴収義務者の方が帳簿へ記載すべき事項、作成すべき書類、保存しておくべき関係書類については、次のとおり定めています。 ・帳簿（5年間保存） 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるもの（例 総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳、予約台帳等） ・書類（2年間保存） 宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの ※ 保存期間の始期は、市宿泊税条例に規定されていますが、「宿泊税特別徴収義務者の手引き」にも記載していますのでご確認ください。	
Q11 納付について、口座から引き落とししてもらうことは可能ですか。	
A 納付については、納入書によりお近くの金融機関等で納付していただくか、下記の電子納付をお願いします。  地方税共同機構 LOCAL TAX AGENCY eLTAxホームページ https://www.eltax.lta.go.jp  電子申告・納付特設ページ https://www.eltax.lta.go.jp/news/07816 	
Q12 銀行窓口で宿泊税を納入する場合、手数料は事業者が負担するのでしょうか。	
A 市の納入書を利用して、指定納付場所（金融機関等）で宿泊税を納入する際には、振込手数料はかかりません。	
Q13 宿泊者が旅行業者を通じて宿泊費を払った場合、旅行業者からの入金に1～3か月ほどかかりますが、翌月に宿泊税を納付する必要がありますか。	
A 宿泊税は、宿泊料金を徴収した日ではなく、宿泊行為があった日が属する月に計上していただき、その翌月末までに申告納入していただくことになります。事前振込日と実際の宿泊日が月をまたぐ場合や、旅行業者からの振込が翌月になる場合も、宿泊日が属する月の翌月末までに申告及び納入をしていただきますようお願いします。	
Q14 宿泊税の徴収にあたり、クレジットカード払いの場合は、カード会社に手数料を引かれて宿泊事業者に入ってきます。この手数料分は宿泊事業者が負担するのですか。	
A 宿泊者が宿泊税をクレジットカードで支払った場合における手数料については、宿泊事業者とクレジットカード会社の契約によるものになりますので、宿泊事業者にご負担をお願いします。	
Q15 （申告納入期限の特例について）申告納入は毎月行わなければなりませんか。	
A 申告納入は毎月行う必要があります。ただし、所定の要件を満たす場合は、宿泊事業者が市に申請し、鳥羽市から承認を受けることにより申告納入期限の特例を受けることができます。この特例を受けると、下表のとおり、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となります。	
12月1日から2月末日まで	3月末日
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日

Q16 納税者や特別徴収義務者が支払わないとどうなりますか。罰則はありますか。
A 罰則については次のとおりです。 ア 帳簿等の保存義務に関する罰則について 罰則については鳥羽市宿泊税条例に定めており、帳簿、書類の保存義務に違反した者について、1年以下の拘禁または50万円以下の罰金が科せられます。 （市宿泊税条例第21条） イ 宿泊事業者が特別徴収をしなかった場合や宿泊者が宿泊税を支払わなかった場合の罰則について （ア）宿泊事業者が特別徴収をしなかった場合 地方税法上罰則が設けられています。（地方税法第733条の21第2項） 特別徴収義務者に科される罰則等については、市税をはじめ、県税においても同様に設けられており、いずれも税の公平性を確保するため法令に規定されています。 （イ）宿泊者が宿泊税を支払わなかった場合 地方税法上罰則が設けられていませんが、宿泊税が納税されない場合は、地方税法上、特別徴収義務者が市に納入した上で、納税拒否をした宿泊者に求償する規定が地方税法に設けられています。（地方税法第733条の15第2項、第3項）
Q17 特別徴収義務者には罰則があるようですが、宿泊施設が宿泊税の事務手続きに協力的であっても、宿泊者が宿泊税の支払いに非協力的な場合の対応について教えてください。
A 地方税法上、納税義務者（宿泊者）が納税しなかった（宿泊税を支払わなかった）場合は、特別徴収義務者（宿泊事業者）が、市に納入したうえで、納税拒否をした納税義務者（宿泊者）に、宿泊税の相当金額を求償することになります。（地方税法第733条の15第3項） 特別徴収義務者が、求償権に基づいて裁判所に訴えを提起される場合は、地方税法上、地方団体においても必要な援助をしなければならないと定められていますので、市税務課にご相談いただきながら、ご対応いただくことになります。（地方税法第733条の15第4項）

◆4 特別徴収事務報償金に関すること

Q1 宿泊税を徴収するにあたって、特別徴収義務者に対する報償金がありますか。
A 市では宿泊税の特別徴収義務者に対し、宿泊税の特別徴収に係る経費の一部を支援するため、特別報償金の交付を予定しています。この報償金については、原則として納期限までに申告納入された宿泊税額の2.5パーセントを交付します。
Q2 報償金の受取方法はどのようになりますか。
A 交付対象期間（初年度は、令和8年4月納入分から2月納入分まで。例年は、前年の3月納入分から2月納入分まで。）に宿泊税を申告納入した特別徴収義務者の皆様に対し、令和9年4月に入金する予定になります。
Q3 報償金に対して、消費税は課税されますか。
A 市が特別徴収義務者に交付する報償金については、対価を得て行う資産の譲渡等にあたらないため「不課税取引」となり、消費税の課税の対象とはなりません。

◆5 周知、広報に関すること

Q1 宿泊者への周知はどのように行うのでしょうか。 事業者が説明するときに使えるような広報物がありますか。
A 宿泊税の周知については、宿泊者に円滑に宿泊税を納入いただくために、宿泊事業者が宿泊者に宿泊税の概要を説明するためのチラシの作成など、宿泊税の周知を徹底します。 なお、これらの広報物については、英語、中国語の多言語対応のものを作成しています。広報資材は市ホームページにも掲載していますので、ぜひご利用ください。 https://www.city.toba.mie.jp/kurashi/zeikin/8224.html

発行元（お問合せ先）

鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

鳥羽市役所税務課 市民税係

TEL：0599 - 25 - 1134

FAX：0599 - 25 - 3115

e-mail siminzei@city.toba.lg.jp